

大磯町介護予防ケアマネジメントサービスコード表

令和8年6月～

※新設は水色、変更は黄色で表示しています。

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位
種類	項目						
A F	1001	介護予防ケアマネジメントA	イ 介護予防ケアマネジメント費	事業対象者・要支援1・2・要介護1・2・3・4・5	442単位	442	1月につき
A F	1002	介護予防ケアマネジメントA・初回	ロ 初回加算	事業対象者・要支援1・2・要介護1・2・3・4・5	300単位加算	742	
A F	1003	介護予防ケアマネジメントA・委託連携	ハ 委託連携加算	事業対象者・要支援1・2・要介護1・2・3・4・5	300単位加算	742	
A F	1004	介護予防ケアマネジメントA・初回・委託連携	ロ 初回加算 ハ 委託連携加算	同時に算定 事業対象者・要支援1・2・要介護1・2・3・4・5	600単位加算	1042	
A F	1006	介護予防ケアマネジメントA 高齢者虐待防止未実施減算	イ 介護予防ケアマネジメント費 高齢者虐待防止未実施減算	事業対象者・要支援1・2・要介護1・2・3・4・5	4単位減算	438	
A F	1007	介護予防ケアマネジメントA・初回 高齢者虐待防止未実施減算	ロ 初回加算 高齢者虐待防止未実施減算	事業対象者・要支援1・2・要介護1・2・3・4・5	300単位加算 4単位減算	738	
A F	1008	介護予防ケアマネジメントA・委託連携 高齢者虐待防止未実施減算	ハ 委託連携加算 高齢者虐待防止未実施減算	事業対象者・要支援1・2・要介護1・2・3・4・5	300単位加算 4単位減算	738	
A F	1009	介護予防ケアマネジメントA・初回・委託連携 高齢者虐待防止未実施減算	ロ 初回加算 ハ 委託連携加算 高齢者虐待防止未実施減算	同時に算定 事業対象者・要支援1・2・要介護1・2・3・4・5	600単位加算 4単位減算	1038	
A F	1010	介護予防ケアマネジメントA 業務継続計画未策定減算	イ 介護予防ケアマネジメント費 業務継続計画未策定減算	事業対象者・要支援1・2・要介護1・2・3・4・5	4単位減算	438	
A F	1011	介護予防ケアマネジメントA・初回 業務継続計画未策定減算	ロ 初回加算 業務継続計画未策定減算	事業対象者・要支援1・2・要介護1・2・3・4・5	300単位加算 4単位減算	738	
A F	1012	介護予防ケアマネジメントA・委託連携 業務継続計画未策定減算	ハ 委託連携加算 業務継続計画未策定減算	事業対象者・要支援1・2・要介護1・2・3・4・5	300単位加算 4単位減算	738	
A F	1013	介護予防ケアマネジメントA・初回・委託連携 業務継続計画未策定減算	ロ 初回加算 ハ 委託連携加算 業務継続計画未策定減算	同時に算定 事業対象者・要支援1・2・要介護1・2・3・4・5	600単位加算 4単位減算	1038	
A F	1014	介護予防ケアマネジメントA・初回・委託連携 高齢者虐待防止未実施減算 業務継続計画未策定減算	ロ 初回加算 ハ 委託連携加算 高齢者虐待防止未実施減算・業務継続計画未策定減算	同時に算定 事業対象者・要支援1・2・要介護1・2・3・4・5	600単位加算 4単位減算 4単位減算	1034	

A F	1015	介護予防ケアマネジメントA 高齢者虐待防止未実施減算 業務継続計画未策定減算	イ 介護予防ケアマネジメント費 高齢者虐待防止未実施減算・業務継続計画未策定減算	事業対象者・要支援1・2・要介護1・2・3・4・5	4単位減算 4単位減算	434
A F	1016	介護職員等処遇改善加算 介護予防ケアマネジメントA	イ 介護予防ケアマネジメント費	所定単位数の21/1000 加算	9単位加算	9
A F	1017	介護職員等処遇改善加算 介護予防ケアマネジメントA 高齢者虐待防止未実施減算 業務継続計画未策定減算	イ 介護予防ケアマネジメント費 ＋ 高齢者虐待防止未実施減算・業務継続計画未策定減算のいずれか、または両方の減算	所定単位数の21/1000 加算	9単位加算	9
A F	1018	介護職員等処遇改善加算 介護予防ケアマネジメントA・初回／委託連携	イ 介護予防ケアマネジメント費 ＋ ロ 初回加算 または ハ 委託連携加算	所定単位数の21/1000 加算	16単位加算	16
A F	1019	介護職員等処遇改善加算 介護予防ケアマネジメントA・初回／委託連携 高齢者虐待防止未実施減算 業務継続計画未策定減算	イ 介護予防ケアマネジメント費 ＋ ロ 初回加算 または ハ 委託連携加算 及び 高齢者虐待防止未実施減算・業務継続計画未策定減算のいずれか、または両方の減算	所定単位数の21/1000 加算	15単位加算	15
A F	1020	介護職員等処遇改善加算 介護予防ケアマネジメントA・初回・委託連携	イ 介護予防ケアマネジメント費 ＋ ロ 初回加算 ＋ ハ 委託連携加算	所定単位数の21/1000 加算	22単位加算	22
A F	1021	介護職員等処遇改善加算 介護予防ケアマネジメントA・初回・委託連携 高齢者虐待防止未実施減算 業務継続計画未策定減算	イ 介護予防ケアマネジメント費 ＋ ロ 初回加算 ＋ ハ 委託連携加算 及び 高齢者虐待防止未実施減算・業務継続計画未策定減算のいずれか、または両方の減算	所定単位数の21/1000 加算	22単位加算	22

介護予防ケアマネジメント費（AF）の介護職員等処遇改善加算について、誤った組み合わせで請求した場合でもエラーにならずそのまま決定されます。
請求確定前に必ず正しい組み合わせになっているかご確認をお願いいたします。

【処遇改善加算の単位数 計算例】※小数点以下、四捨五入

・ サービスコード1001（初回加算や委託連携加算を加算しない）の場合	442単位	×0.021＝	9単位	⇒	サービスコード1016	を算定
・ サービスコード1002（初回加算を算定する）の場合	742単位	×0.021＝	16単位	⇒	サービスコード1018	を算定
・ サービスコード1007（初回加算あり・高齢者虐待防止未実施減算あり）の場合	738単位	×0.021＝	15単位	⇒	サービスコード1019	を算定
・ サービスコード1009（初回加算と委託連携加算あり・高齢者虐待防止未実施減算あり）の場合	1038単位	×0.021＝	22単位	⇒	サービスコード1021	を算定